

53.地域拠点商店街支援事業補助金

目的	
----	--

商店街の組織力を強化し、魅力や活力を向上させたい。
商店街活性化のために、商店街のビジョン・実施事業計画を策定したい。
商店街活動を担う人材を育成したい。
商店街の空き店舗に魅力のある店舗を誘致したい。

【事業の概要】

1. 事業の目的

まちなかにおいて、地域の拠点となる商店街の活性化を図るため、商店街のビジョン（将来像、コンセプト）やその実現のための実施事業を盛り込んだ商店街活性化プランの策定やその実施事業について、まちづくりの主体となる市町と連携して支援します。

補助金を受けるには、商店街等が「商店街活性化プラン」を策定し、県の承認を受けなければなりません。（プラン策定事業を除く。）

2. 事業の枠組

地元市町をとおした間接補助金 県 市町 事業主体

3. 事業主体

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人等

4. 補助率

補助対象経費の4/10以内かつ市町補助額の4/8以内の額を補助

ただし財政力指数0.38超の市町の場合は、補助対象経費の3/10以内かつ市町補助額の3/8以内の額を補助

5. 対象事業

(1) 商店街活性化プラン策定事業

(2) 商店街活性化プラン実施事業

商店街人材育成・体制強化事業

商店街新陳代謝促進事業

商店街にぎわい創出事業

商店街共同施設等整備事業

6. 補助限度額

・ 商店街活性化プラン策定事業 4,000千円

・ 商店街共同施設等整備事業 10,000千円

・ その他事業 5,000千円

下限は、各事業合計で500千円

【問い合わせ先】

産業労働部 経営支援課 商務金融班 担当者：福田、八木

電話：095-895-2651

FAX：095-895-2580

E-mail：s05570@pref.nagasaki.lg.jp

～ 活用事例 ～

事業内容

(1) 商店街活性化プラン策定事業

商業や商店街の活性化等に関して専門的知見を有する外部専門家を招聘し、商店街を取り巻く環境の変化を踏まえた商店街のビジョン及びその実現のための事業を盛り込んだプランを策定する事業

(2) 商店街活性化プラン実施事業

「商店街活性化プラン」に基づいて実施する事業

商店街人材育成・体制強化事業

タウンマネージャーの設置、担い手育成、マネジメント体制強化など商店街運営の担い手となる人材を育成し、組織運営体制を強化する事業

(例) タウンマネージャー設置、担い手育成のための外部研修受講、先進商店街のリーダーや専門家の講演会の開催、先進地視察研修の実施、外部専門家等による商店街のマネジメント体制強化事業 等

商店街新陳代謝促進事業

空き店舗等に集客力・魅力のある店舗や不足業種の誘致、創業者出店支援、インキュベーション施設の整備など商店街の新陳代謝を促進するための事業

商店街にぎわい創出事業

住民、自治会、大学などと連携した地域協働による集客イベント、空き店舗を活用した共同事業、個店の魅力を向上させるために商店街が一体となって取り組む事業など、商店街活性のためのソフト事業

(例) 子育て支援・高齢者支援等の地域住民交流のためのコミュニティ施設の設置、地域の歴史・文化を活かしたイベント、共同販売・共同宅配等の共同事業、個店魅力アップのための研修事業、HPの整備等情報発信事業、インバウンド対策事業 等

商店街共同施設等整備事業

来街者の安心・安全の確保、環境への配慮、景観整備など、商店街の機能を向上し、魅力ある買い物環境を創出するための共同施設等を整備する事業

(例) 商店街共同駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、電子マネー・ポイントカード端末整備、商店街の景観統一 等